

◎新潟県告示第586号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

令和3年4月27日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

平成30年9月28日新潟県告示第1045号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
係留施設	西埠頭3号岸壁	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	延長	88.6m
			エプロン幅	20.0m
			水深	10.0m

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
係留施設	西埠頭3号岸壁	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	延長	170.0m
			エプロン幅	20.0m
			水深	10.0m
			取付部	10.0m

」

に変更する。